

感染症(伝染性)の病気について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

お子様が感染症等病気にかかった時は、医師の診断に従ってください。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから通園するようにしてください。

(1) 医師の証明書が必要な病気。「通園許可証明書」

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児は3日を経過するまで)
風疹(三日ばしか)	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮かしてから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師より感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤における治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎(アポロ病)	医師より感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで

(2) 医師の診断を受け保護者が届出を記入する病気。「通園書(医師口頭許可書)」

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
とびひ	皮膚が乾燥しているか、汁が出ている部分をガーゼなどで覆うことができること
水いぼ	傷口から汁が出ている場合はガーゼなどで覆うことができること

その他、不明な点があればお尋ねください。

(感染症ガイドライン・厚生労働省) 参考